

一般社団法人K I S A 2隊  
定 款

令和6年7月2日 変更

# 一般社団法人K I S A 2 隊

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

#### 第1条

当法人は、一般社団法人K I S A 2 隊と称する。

(主たる事務所等)

#### 第2条

- 1 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

#### 第3条

当法人は、医療従事者の相互支援、連携、交流を通じて、在宅医療体制の充実及び発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 適切な在宅医療を実現するための医療従事者サポート事業
- (2) 在宅医療に関する専門家及び関連団体との交流、支援及びネットワーク構築事業
- (3) 在宅医療に関する啓発活動事業
- (4) 前各号に掲げる事業、その他当法人の目的を達成するために必要な医療の向上・社会福祉に資する一切の事業

(公 告)

#### 第4条

当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(機関の設置)

#### 第5条

当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 社 員

(社 員)

### 第6条

当法人の社員は、当法人の目的に賛同し、当法人の組織、運営、管理について責任をもって社員としての責務を果たす者であって、社員総会で承認を得た者をいう。

(入 社)

### 第7条

当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社を申し込み、社員総会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

### 第8条

当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(退 社)

### 第9条

- 1 社員は、次に掲げる事由によって退社する。
  - (1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
  - (2) 死亡
  - (3) 総社員の同意
  - (4) 除名
- 2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

## 第3章 社員総会

(種 類)

### 第10条

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第11条

- 1 社員総会は、社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第12条

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の入社、除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬の額又はその規定
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第13条

定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。
- 3 社員総会の招集通知は、開催日の2週間前までに、社員に対してその通知を発するものとする。
- 4 招集通知は、書面又は電磁的記録の方法により、各社員に対して送付することができる。

- 5 招集通知には、総会の日時、場所、目的事項及び議案を記載しなければならない。
- 6 やむを得ない事由がある場合、代表理事は理事会の決議に基づき、前項の招集期間を短縮することができる。
- 7 社員の全員が同意した場合には、招集手続を省略して社員総会を開催することができる。

(議 長)

#### 第15条

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決 議)

#### 第16条

- 1 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(代 理)

#### 第17条

社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議の省略)

#### 第18条

理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録作成者はこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第4章 役員等

(役員の設定等)

### 第20条

- 1 当法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

### 第21条

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者は理事となることができない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

### 第22条

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

### 第23条

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、必要に応じて理事会または社員総会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 監事は、次の各号の権限を有する。

(1) 理事の職務執行状況および会計を監査し、業務が法令、定款、社員総会の決議に適合しているかを確認すること。

(2) 業務または会計に関し、不正または重大な事実を発見した場合、理事会に報告し、是正を求めること。

(3) 理事会の招集を請求し、必要と認めたときは自ら理事会を招集すること。

(4) 理事会または社員総会において、法令違反または著しく不当な事項について報告すること。

5 監事は、監査に必要な書類の閲覧および関係者への報告聴取を行うことができる。

(役員任期)

#### 第24条

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

#### 第25条

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第16条第2項に定める社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

#### 第26条

理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(取引の制限)

#### 第27条

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示



し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

### 第28条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

### 第29条

- 1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

### 第30条

- 1 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度において少なくとも3ヶ月に1回開催し、事業年度開始から6ヶ月以内に第1回目を開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載したメール等をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

### 第31条

- 1 理事会は、代表理事が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。
- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議 長)

### 第32条

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

### 第33条

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

### 第34条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

### 第35条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

### 第36条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

### 第37条

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 資産及び会計

(基本財産)

### 第38条

- 1 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 寄付金
  - (2) 補助金
  - (3) 財産から生じる収入
  - (4) その他の収入
- 2 前項の財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

### 第39条

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

### 第40条

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項第3号、第4号、第6号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

### 第41条

この定款は、第16条第2項に定める社員総会の特別決議をもって変更することができる。

（解 散）

### 第42条

当法人は、一般法人法に規定する事由によるほか、第16条第2項に定める社員総会の特別決議をもって解散することができる。

（残余財産の帰属等）

### 第43条

- 1 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 事務局

(設置等)

### 第44条

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

### 第45条

- 1 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により決定する。

(個人情報の保護)

### 第46条

- 1 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

### 第47条

当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から2023年2月28日までとする。

(設立時社員)

第48条

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

京都市西京区桂南・町147番地ジオ桂103

設立時社員 守上佳樹

大阪市天王寺区勝山一丁目10番17号グランアッシュ四天王寺夕陽丘1002号

設立時社員 小林正宜

大阪府高石市高師浜一丁目25番5-102号

設立時社員 奥 知久

(設立時役員)

第49条

当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 見藤 大、藤原実子、藤本一希

設立時監事 藤井雅巳

設立時代表理事 見藤 大

(法令の準拠)

第50条

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

定款の原本と相違ありません

令和6年7月2日

一般社団法人K I S A 2 隊  
代表理事 見 藤 大

